

企画競争に関する質問及び回答（Q&A）

最終更新日 2026 年 9 月 8 日

独立行政法人情報処理推進機構

件名：指定高速情報処理用半導体に係る施設及び設備の資産評価に関する調査等業務

項番	資料名	頁番号	項目名	質問内容	回答	回答掲載日
1	Ⅲ.仕様書	p.53	3.1 業務内容	選定事業者に対するヒアリングは可能か。	採択者には可能です。契約締結後に指定高速情報処理用半導体の施設及び設備を訪問して質問及び説明を受けていただく想定です。	2026 年 8 月 26 日
2	Ⅲ.仕様書	p.53	3.1 業務内容	現地調査の回数等に制限はあるか。	現地調査を今年度は1回想定しています。	2026 年 8 月 26 日
3	Ⅲ.仕様書	p.53	3.1 業務内容	経済産業省でリテインするアドバイザーから DCF の結果を情報共有いただけることを前提に提案を行うという理解でよいか。	基本的な部分は別途経済産業省でリテインする調査企業と連携して情報をいただいた上で活用いただく形を想定しています。	2026 年 8 月 26 日

項番	資料名	頁番号	項目名	質問内容	回答	回答掲載日
4	Ⅲ.仕様書	p.53	3.1 業務内容	事業計画をベースとしたインカムアプローチによる分析を資産評価作業で活用できるという時間軸でよいか。	資産の特定及び調査を先行しつつ、最終的な確認アプローチ段階で活用するので、選定事業者のデューデリジェンスが先行することはない想定です。	2026 年 8 月 26 日
5	Ⅲ.仕様書	p.53	3.1 業務内容	評価の対象となる資産の概数、種類、所在地等の情報を提案前にいただくことは可能か。	機微性が高い情報のため、現時点でデータとして示せるものではありません。採択先には、契約締結後に資産リストを提供いたします。	2026 年 8 月 26 日
6	Ⅲ.仕様書	p.54	3.4 業務に関する留意事項(6)	事業計画自体の評価及びデューデリジェンスを共有いただける想定でよいか。	資産評価に必要なものに限定されるが、データをいただけることを前提に 3.4(6)の留意事項を記載させていただきます。	2026 年 8 月 26 日
7	Ⅱ. 契約書(案)	p.10	第 7 条(再委託)	外部有識者に情報を聴取する場合は再委託先又は再々委託先に該当するか。	外部有識者に対してどのような契約で業務を依頼するかにより経費項目が異なるので、その点も含めてご提案ください。	2026 年 8 月 26 日

項番	資料名	頁番号	項目名	質問内容	回答	回答掲載日
8	II. 契約書(案)	p.14	第26条(情報セキュリティの確保)	独立行政法人情報処理推進機構情報セキュリティ対策基準」について、基準の内容をご提示いただきたい。	独立行政法人情報処理推進機構情報セキュリティ対策基準は機構内部規程であるため公開しておりません。 ただし、独立行政法人情報処理推進機構情報セキュリティ対策基準は、政府機関統一基準群を踏まえて策定しており、委託先に求める情報セキュリティ対策についても、政府機関等の対策基準策定のためのガイドライン(令和7年度版)に準拠した内容となっておりますので、同ガイドラインをご参照ください。 [参考] https://www.cyber.go.jp/pdf/policy/general/guider7_9.pdf	2026年9月8日

項番	資料名	頁番号	項目名	質問内容	回答	回答掲載日
9	Ⅲ.仕様書	p.54	3.3 評価報告書等の作成	2027 年 3 月末の中間報告まで、28 年 3 月末の最終報告までにおいて、それぞれの期間で開示される評価対象の資産情報は各何件程度の想定か。	採択者と調整の上で契約締結後に決定する想定です。	2026 年 9 月 8 日
10	Ⅲ.仕様書	p.53	3.1 業務内容	契約締結後に提供される資産リストには、どのような情報が含まれる想定か（例：資産名称、メーカー名、型式、取得時期、取得価額、耐用年数等）。	資産リストの情報は、契約締結後に採択者に開示いたします。	2026 年 9 月 8 日
11	Ⅲ.仕様書	p.53	3.1 業務内容	評価対象資産について、資産リスト以外に、評価に利用可能な関連資料も併せて提供される想定か（例：装置仕様書、取得時の契約・発注資料、固定資産台帳、検収資料等）。	NEDO 様と協議の上、提供可能な資料については契約締結後に提供いたします。	2026 年 9 月 8 日

項番	資料名	頁番号	項目名	質問内容	回答	回答掲載日
12	Ⅲ.仕様書	p.55	4.(2) 情報管理体制	情報取扱者名簿に記載すべき事項として、個人住所、生年月日の記載を要請されているが、貴機構における当該情報の利用目的をご教示いただきたい。(要請いただいた情報は個人情報のため、取扱いを慎重に検討する趣旨となります。)	契約の適切な履行を確保する観点から、情報取扱者名簿の提出により情報取扱者の特定及び事業遂行能力を確認することで情報漏えいの恐れがないか等判断するものです。また、情報漏えいがあった場合、名簿に基づいて追跡を実施するために提出を求めています。 なお、仕様書 4.(2)③に記載のとおり、情報取扱者名簿は契約前に提出いただくものであり、住所、生年月日については、必ずしも契約前に提出することを要しないが、担当部門から求められた場合は速やかに提出することとしています。	2026 年 9 月 8 日